

令和3年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和3年度9月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

福祉保健部

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		福祉保健課	4
		子ども発達支援課	5
		長寿社会課	7
	医療政策課	10	
	2 歳入歳出事項別明細書		22
	3 節の明細		27
	4 債務負担行為に関する調書	子ども発達支援課	28

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第8号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課	29

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,850,880	130,000	5,980,880	130,000				
子ども発達支援課	1,033,603	15,675	1,049,278		8,000	5,786	1,889	
長寿社会課	13,123,049	283,310	13,406,359	94,437		141,655	47,218	
医療政策課	6,144,781	155,693	6,300,474	1,000		153,395	1,298	
部計	49,597,877	584,678	50,182,555	225,437	<4,000> 8,000	300,836	50,405	県費負担 54,405
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金緊急貸付事業 ・鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金 								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7859)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
生活福祉資金緊急貸付事業	970,000	130,000	1,100,000	130,000								
トータルコスト	970,792	130,792	1,101,584	(補正に係る主な業務内容)								
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	補助金交付事務等、関係機関との調整								
工程表の政策内容	—											
事業内容の説明												
1 事業の目的、概要												
低所得者、離職者等に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行う生活福祉資金貸付事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への対象拡大に伴い、貸付件数が増加しているため、実施主体である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、貸付原資を補助する。(国庫補助10/10)												
2 主な事業内容												
(1) 補助金名												
生活福祉資金貸付事業補助金												
(2) 補助対象事業												
資金の種類		資金の内容										
緊急小口資金		休業等により収入が減少した世帯に対する緊急かつ一時的な貸付										
総合支援資金		収入の減少や失業等の状態にある世帯に対する生活費用の貸付										
(3) 実施主体												
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会												
3 事業目標・取組状況・改善点												
新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、従来の低所得世帯への貸付に加え、新型コロナウイルスの影響を受けた休業等による収入の減少で、一時的な貸付が必要となった世帯にも対象が拡大されるとともに、この特例貸付の受付期間が令和3年8月末から11月末に延長された。												
【特例貸付決定状況 (9月2日時点)】												
・緊急小口資金 3,565件 (貸付額 612,520千円)												
・総合支援資金 5,741件 (貸付額 3,080,907千円)												
計 9,306件 (貸付額 3,693,427千円)												
(参考) 貸付原資残額												
・貸付原資額：4,413,343千円												
<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>既存原資額：672,343千円</td> </tr> <tr> <td>R2年度措置額：2,771,000千円</td> </tr> <tr> <td>R3年度措置額：970,000千円</td> </tr> </table>									{	既存原資額：672,343千円	R2年度措置額：2,771,000千円	R3年度措置額：970,000千円
{	既存原資額：672,343千円											
	R2年度措置額：2,771,000千円											
	R3年度措置額：970,000千円											
・既貸付総額：3,693,427千円 (9,306件) (9月2日時点)												
・原資残額：719,916千円												

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
総合療育センター費	295,338	債務負担行為 66,248 5,786	債務負担行為 66,248 301,124			債務負担行為 (使用料・手数料) 62,983 (雑入) 3,265 (使用料) 5,786		
トータルコスト	1,109,504	6,578	1,116,082	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	114.8人	0.1人	114.9人	契約事務、連絡調整等				
工程表の政策内容	障がい児・医療的ケア児の地域生活支援サービスの充実							
事業内容の説明	<p>1 事業の目的、概要</p> <p>総合療育センター病棟に設置しているセントラルモニタについて購入して11年が経過しており修理及び保守対象期間が終了しているため機器を更新する必要がある。 また、ベッドサイドモニタも保守対象期間が終了しているため、併せて更新する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>セントラルモニタ及びベッドサイドモニタ等の購入 ※いずれの機器も利用者の生体情報を監視する機器であり、セントラルモニタは複数名の情報を同時に表示し、ベッドサイドモニタは個別利用者の情報を表示するもの。 ・債務負担行為 総合療育センター費 64,743千円 院内保育業務委託（令和4年度～令和6年度） 1,505千円 医療用画像観察システム用ビューワ装置保守（令和4年度～令和8年度）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいがあっても安心・安全に生活できるよう、医療・リハビリテーション及び豊かな生活が送れるような体験や交流等の提供を図る。 総合療育センターには、重症を含む心身障がい児が入所・通所をしているため、利用者の生体情報を適切に把握できる体制の整備が必要である。 							

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

総合療育センター（電話：0859-38-2155）

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
(新) 総合療育センター施設環境改善事業		[債務負担行為 9,889]	[債務負担行為 9,889]		[債務負担行為 <4,000> 8,000 <4,000> 8,000]		[債務負担行為 1,889]	県費負担 5,889																
	0	9,889	9,889				1,889																	
トータルコスト	0	10,681	10,681	(補正に係る主な業務内容) 業者・関係機関との連絡調整																				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人																					
工程表の政策内容	—																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>総合療育センターのエアコンについて、設置から15年以上経過し、塩害により室外機の腐食等劣化が進行しており、全面的に改修する必要があるため、エアコンが稼働しない来年秋頃に改修工事が実施できるよう、実施設計を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>総合療育センター施設の環境改善を行うための実施設計委託（委託料：9,889千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内にあるパッケージエアコン及びマルチエアコンの更新を行う。 ・入所（病棟）エリアのマルチエアコンをパッケージエアコンに個別化する。 ・債務負担行為 9,889千円を限度とする。（令和3年度に契約した額から令和3年度に支出した額を差し引いた額）（令和4年度） <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所エリアは、エアコンを個別化することで、エアコンが故障した場合に複数の居室が同時に使用できない状態とならないようリスク低減を図り、また個々の入所児童の体調に合わせた温度管理が可能となるよう整備を図る。 <p style="text-align: center;">【今後のスケジュール】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>要求時期</th> <th>金額</th> <th>履行期間（工期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計委託</td> <td>令和3年度9月補正</td> <td style="text-align: center;">9,889千円</td> <td>令和3年11月～令和4年4月</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>令和4年度当初（予定）</td> <td style="text-align: center;">（概算）488,273千円</td> <td>令和4年6月～令和5年11月</td> </tr> <tr> <td>工事監督委託</td> <td>令和4年度当初（予定）</td> <td style="text-align: center;">（概算）11,890千円</td> <td>令和4年6月～令和5年11月</td> </tr> </tbody> </table>										要求時期	金額	履行期間（工期）	設計委託	令和3年度9月補正	9,889千円	令和3年11月～令和4年4月	工事	令和4年度当初（予定）	（概算）488,273千円	令和4年6月～令和5年11月	工事監督委託	令和4年度当初（予定）	（概算）11,890千円	令和4年6月～令和5年11月
	要求時期	金額	履行期間（工期）																					
設計委託	令和3年度9月補正	9,889千円	令和3年11月～令和4年4月																					
工事	令和4年度当初（予定）	（概算）488,273千円	令和4年6月～令和5年11月																					
工事監督委託	令和4年度当初（予定）	（概算）11,890千円	令和4年6月～令和5年11月																					

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7174）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員向け研修・職場環境向上事業	114,045	61,324	175,369			(基金繰入金) 61,324		
トータルコスト	123,948	62,116	186,064	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.7人	0.1人	1.8人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等のため業務負担が増えている介護現場の現状を踏まえ、職員の負担軽減や業務効率化を更に推進するため、鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、事業所におけるICT（情報通信技術）の導入を支援する。

2 主な事業内容

<介護分野ICT導入支援事業>

介護事業所における介護職員の負担軽減を図り、離職率低下や職場環境の改善等、介護人材の定着に資するタブレット端末、スマートフォン、介護ソフトウェア等の導入に必要な経費の助成を行う。

補助率	県3/4、1/2 （参考）補助額の上限 事業所規模に応じて、次のとおり補助上限額を設定 ① 職員1人～10人 1事業所 100万円 ② 職員11人～20人 1事業所 160万円 ③ 職員21人～30人 1事業所 200万円 ④ 職員31人～ 1事業所 260万円
財源	鳥取県地域医療介護総合確保基金（国：2/3 県：1/3）

3 事業目標・取組状況・改善点

介護ロボット、ICT機器導入の補助や、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて一部研修をオンラインで実施することにより、介護に携わる各種職員の資質向上を図りつつ、業務負担の軽減を図る。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7178）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金	1,023,137	80,331	1,103,468			(基金繰入金) 80,331		
トータルコスト	1,024,721	81,123	1,105,844	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等				
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進める。

2 主な事業内容

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行う。

対象施設	介護医療院
予算額	56,000 千円
補助率	県 10/10

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。

対象施設	介護医療院
予算額	24,331 千円
補助率	県 10/10

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めることにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を図る。
- ・平成 28 年度より認知症高齢者グループホーム等の介護施設等を整備し、市町村の介護保険計画が達成できるよう適切に支援を行った。

<近年の整備実績>

令和2年度	15 件（認知症高齢者グループホーム等整備 5 件、その他改修等 10 件）
令和元年度	7 件（認知症高齢者グループホーム等整備 5 件、その他改修等 2 件）
平成 30 年度	6 件（認知症高齢者グループホーム等整備 3 件、その他改修等 3 件）
平成 29 年度	6 件（認知症高齢者グループホーム等整備）

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7176)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(介護分野)	1,282,069	141,655	1,423,724	94,437			47,218	
トータルコスト	1,283,653	142,447	1,426,100	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	基金計画策定、基金積立事務等				
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築に向けて、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うため、鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)に令和3年度分を積み増す。

2 主な事業内容

(1) 基金の造成

(単位:千円)

基金の造成額	補正前	補正額			計
		造成額	造成額の負担内訳		
			国(2/3)	県(1/3)	
介護施設等の整備	1,022,637	80,331	53,554	26,777	1,102,968
介護従事者の確保	259,397	61,324	40,883	20,441	320,721
合計	1,282,034	141,655	94,437	47,218	1,423,689

※補正前の額は運用益を除く

(2) 基金の対象事業

「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業

○介護施設等の整備に関する事業

- ・地域密着型サービス等整備等助成事業
- ・介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 等

○介護従事者の確保に関する事業

- ・参入促進
- ・資質の向上
- ・労働環境・処遇の改善
- ・基盤整備

3 事業目標・取組状況・改善点

介護分野は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金の対象となり、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保」を推進するため、国の交付金を活用し基金を造成しており、今後も安定して事業を行うため適切な基金の造成を図る。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課 (内線：7207)

2目 医務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業	647,194	151,887	799,081			(基金繰入金) 151,887		
トータルコスト	670,165	159,016	829,181	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.9人	0.9人	3.8人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用して「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に基づく事業を実施し、効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。

【9月補正予算の考え方】

医療介護総合確保基金事業（医療）については、事業者から要望のあった事業のうち優先度の高い一部事業を当初予算で措置し、残りの事業については国からの令和3年度基金の配分の決定後に補正予算で対応することとしている。

※国の基金配分時期が年度途中であるため、例年当初予算では年度当初から事業実施が必要な事業（人件費を伴うソフト事業が中心）のみ措置し、残りの事業は補正予算で対応。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
1 地域医療構想の達成に向けた事業	○急性期医療を提供できる体制を確保するため、急性期医療を担う医療機関の設備整備を実施する（病院） ○病床の機能分化、連携を推進するため、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備を実施する（病院） など	79,440
2 居宅等の医療提供に関する事業	○訪問看護・在宅医療の充実等を推進するため、訪問診療、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備を行う（病院等） ○訪問看護師の確保のため、新人訪問看護師に同行する看護師の人件費を支援する（訪問看護施設等）	26,011
3 医療従事者の確保に関する事業	○医師、看護師の負担を軽減するため、医師事務作業補助者等の人件費に対して支援する（病院等） ○看護基礎教育を充実させるため、医療機関及び看護師養成所の教材等の整備を行う（看護師等養成所）	12,346
4 医師の働き方改革に関する事業	○病院が行う医師の時間外勤務縮減のための設備整備、人件費等（病院）	34,090
	計	151,887

3 事業目標・取組状況・改善点

- 鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者の確保・勤務環境の改善など、地域医療に係る課題解決に向けた取組を推進する。
- 平成26年度の基金創設以来、基金の取組の柱である「病床の機能分化・連携」「在宅医療・介護サービスの充実」「医療従事者等の確保・養成」を推進するための事業に取り組み、回復リハ病床・地域包括ケア病床の充実や在宅医療連携拠点の整備、訪問看護師の養成・確保等に取り組んでいる。また、平成28年12月に鳥取県地域医療構想を策定し、構想に掲げる「必要な医療を必要な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」に向けた取組を進めている。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

医療政策課（内線：7207）

医療政策課が行う鳥取県地域医療介護総合確保基金事業は次のとおりです。

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳	事業内容
				基金繰入金	
精神科医療機関機能分化推進事業	189,935	2,750	192,685	2,750	精神科医療機関の機能分化を図るため退院支援や外来機能等の整備・充実に対して支援を行う。
（新）地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	0	396	396	396	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療を推進するため、歯科診療に必要な設備整備に対して支援を行う。
（新）急性期医療充実施設設備整備事業	0	67,124	67,124	67,124	病床の機能分化、連携を推進する体制整備のため、急性期医療提供体制の充実、強化を行うための施設・設備整備に対して支援を行う。
病床の機能分化・連携推進基盤整備事業	35,000	9,170	44,170	9,170	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的として、病床の機能分化、連携を推進するため、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備に対して支援を行う。
[地域医療構想の達成に向けた事業の計]	224,935	79,440	304,375	79,440	
（新）訪問歯科衛生士養成支援事業	0	1,000	1,000	1,000	口腔ケアの指導や在宅歯科診療に従事できる訪問歯科衛生士を養成するための研修の実施に必要な経費に対して支援を行う。
（新）在宅医療推進事業	0	17,431	17,431	17,431	訪問看護・在宅医療の充実等を推進するため、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等に必要な施設・設備整備に対して支援を行う。
（新）在宅歯科診療設備整備事業	0	32	32	32	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療機器等の整備に対して支援を行う。
訪問看護師確保支援事業	43,747	3,973	47,720	3,973	新人訪問看護師の増員対策として、週24時間以上勤務する新任訪問看護師を新たに雇用し、先輩保健師が同行して訪問させる施設に対し、経費を助成する。 その他、訪問看護職員養成講習会へ看護職員を参加させた施設及び看護師がオンコール等に備えて自宅等において待機した場合の手当（待機手当）を支給する施設に対し、経費を助成する。
（新）在宅医療（薬剤）の研修充実に向けたシステム整備等事業	0	3,575	3,575	3,575	在宅医療推進に必要な研修実施や委員会活動を円滑に行うため、鳥取県薬剤師会が行うシステム改修に対して支援を行う。
[居宅等の医療提供に関する事業の計]	43,747	26,011	69,758	26,011	

事業名	補正前	補正	計	財源内訳	事業内容
				基金繰入金	
(新) 女性医師就業環境整備事業	0	404	404	404	女性医師が働きやすい環境整備を促進することにより、就業の継続、復職を支援するため、女性医師の就業環境の改善、充実に必要なハード事業の実施経費に対して支援を行う。
(新) 看護教育教材整備事業	0	5,301	5,301	5,301	看護師等養成所の学生の教育内容の向上を図るため、教育の充実のための図書・教育備品等の整備に対して支援を行う。
医師等環境改善事業	18,900	5,800	24,700	5,800	医師や看護師の過重労働が医師・看護師不足の原因の一つとなっていることから、医師や看護師の確保のため事務作業負担を軽減し、本来の診療業務等に専念させることを目的に、医師事務作業補助者や看護師事務作業代行職員の設置を支援する。
(新) 歯科衛生士復職支援事業	0	841	841	841	出産・育児等により離職した歯科衛生士に対し、技術的取組の支援や相談体制の整備により、復職希望者の不安を払拭し復職を促進する。
[医療従事者の確保に関する事業の計]	18,900	12,346	31,246	12,346	
勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業	23,940	34,090	58,030	34,090	病院が行う勤務医の時間外勤務縮減のための設備整備、人件費等に対し支援する。
[医師の働き方改革に関する事業の計]	23,940	34,090	58,030	34,090	
その他の当初予算事業	335,672		335,672		
合計	647,194	151,887	799,081	151,887	

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神科医療機関機能分化推進事業	(189,935)	(2,750)	(192,685)			(基金繰入金) (2,750)		
トータルコスト	190,727	2,750	193,477	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>今後の精神科医療が入院中心から在宅医療へと移行する中で、精神科救急外来の整備等の機能分化と機能強化を進めるとともに、長期の入院患者が社会へ復帰する支援体制を強化する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>精神科医療機関の機能分化と機能強化を図るため、退院支援や外来機能等の整備費に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 実施主体：精神科救急医療機関</p> <p>(4) 対象経費：精神科の病床削減・病室の個室化、精神科・重度認知症デイケア施設の整備、精神科救急外来医療センターの設置等により精神科医療機関の機能分化を図るための設備整備費</p>								
(新) 地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	(0)	(396)	(396)			(基金繰入金) (396)		
トータルコスト	0	1,188	1,188	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、歯科保健医療に必要な設備整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における歯科保健診療に必要な設備整備に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：1か所当たり8,000千円</p> <p>(3) 実施主体：病院</p> <p>(4) 対象経費：地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における歯科保健診療に必要な設備整備費</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 急性期医療充 実施設備整備事 業	(0)	(67,124)	(67,124)			(基金繰入金) (67,124)		
トータルコスト	0	67,916	67,916	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 急性期医療を担う医療機関の基盤整備を行い、充実した急性期医療を提供できる体制を確保する。</p> <p>2 主な事業内容 急性期医療の充実に必要な設備整備に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補 助 率：1／2 (2) 基 準 額：1か所当たり10,000千円 (3) 実 施 主 体：救急医療機関 (4) 対 象 経 費：急性期医療の充実に必要な施設設備整備費</p>								
病床の機能分化・連 携推進基盤整備事 業	(35,000)	(9,170)	(44,170)			(基金繰入金) (9,170)		
トータルコスト	35,792	9,170	44,962	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 病床の機能分化、連携の推進に向け、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備等を支援することで、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保する。</p> <p>2 主な事業内容 病床の機能分化、連携推進のための施設・設備整備に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補 助 率：1／2 (2) 基 準 額：県が必要と認めた額 (3) 実 施 主 体：病院、有床診療所 (4) 対 象 経 費：病床の機能分化、連携を進めていく上で必要な施設・設備整備費</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 訪問歯科衛生士養成支援事業	(0)	(1,000)	(1,000)			(基金繰入金) (1,000)		
トータルコスト	0	1,792	1,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 通院が困難な在宅患者の元に訪問し、口腔ケアの指導等に従事する歯科衛生士を養成するため、必要な研修の実施に係る支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容 訪問歯科衛生士養成研修会の開催経費に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】 (1) 補助率：10/10 (2) 基準額：県が必要と認めた額 (3) 実施主体：県歯科医師会 (4) 対象経費：訪問歯科衛生士養成研修会の開催経費（事務費等）</p>								
(新) 在宅医療推進事業	(0)	(17,431)	(17,431)			(基金繰入金) (17,431)		
トータルコスト	0	18,223	18,223	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等に必要な施設・設備等の整備を支援することにより、地域における在宅医療の一層の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等の充実を図るために必要な施設・設備整備に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】 (1) 補助率：1/2 (2) 基準額：1か所当たり2,000千円 (3) 実施主体：病院、診療所、指定訪問看護ステーション (4) 対象経費：訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備 ※車両整備については、訪問看護、訪問診療及び訪問リハビリテーション用の新規車両の整備に限る。</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 在宅歯科診療 設備整備事業	(0)	(32)	(32)			(基金繰入金) (32)		
トータルコスト	0	824	824	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的、概要 主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備整備を支援することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る。								
2 主な事業内容 在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品の購入費に対して支援を行う。								
【補助内容】								
(1) 補助率：2/3								
(2) 基準額：1か所当たり3,638千円								
(3) 実施主体：歯科を標榜する病院、歯科診療所、地区歯科医師会								
(4) 対象経費：在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費								
訪問看護師確保支援 事業	(43,747)	(3,973)	(47,720)			(基金繰入金) (3,973)		
トータルコスト	44,539	3,973	48,512	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的、概要 訪問看護師の養成や処遇改善を行い、訪問看護の人材育成及び人材確保を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 訪問看護師養成研修参加支援事業								
訪問看護職員養成講習会に看護職員を参加させる施設に、講習会受講者の人件費を助成する。								
・実施主体：病院、診療所、指定訪問看護ステーション								
・補助率：10/10								
・補助対象経費：受講者の人件費								
(2) 新人訪問看護師同行訪問支援事業								
週24時間以上勤務する新人訪問看護師を新たに雇用する施設に対し、新人訪問看護師に同行する看護師の人件費を助成する。								
・実施主体：指定訪問看護ステーション								
・補助率：10/10								
・補助対象経費：新人訪問看護師に同行する看護師の人件費 1人あたり400千円（10千円/日×40日）								
(3) 訪問看護師待機手当支援事業								
訪問看護の救急呼出し（オンコール）に備えて、看護師が自宅等において待機した場合の手当（待機手当）を支給する施設に対し、経費を助成する。								
・実施主体：指定訪問看護ステーション								
・補助率：1/2								
・補助対象経費：訪問看護師に対して支払う呼出待機手当								
・基準額：5千円/日								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）在宅医療（薬剤）の研修充実に向けたシステム整備等事業	(0)	(3,575)	(3,575)			(基金繰入金) (3,575)		
トータルコスト	0	4,367	4,367	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>外部講師による研修会の実施・委員会活動の活性化等を通じて、在宅医療に関する知識の向上、在宅医療に取り組む薬局の増加を図るため、鳥取県薬剤師会のテレビ会議システムを更新する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県薬剤師会及び各支部に接続するテレビ会議システムの更新に必要な費用に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 実施主体：県薬剤師会</p>								
（新）女性医師就業環境整備事業	(0)	(404)	(404)			(基金繰入金) (404)		
トータルコスト	0	1,196	1,196	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>女性医師が働きやすい環境整備を促進することにより、就業の継続、復職を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>女性医師の就業環境の改善、充実に必要なハード事業の実施経費に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：一か所当たり1,000千円</p> <p>(3) 実施主体：病院・診療所</p> <p>(4) 対象経費：女性医師の就業環境整備のために必要な女性専用休憩室、更衣室、授乳室、搾乳室、トイレ、洗面所、シャワー室、当直室等の施設整備費及び備品購入費</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 看護教育教材整備事業	(0)	(5,301)	(5,301)			(基金繰入金) (5,301)		
トータルコスト	0	6,093	6,093	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 看護基礎教育を充実させるため、看護師等養成所の図書・教材の整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容 看護教員の養成に必要な図書・教材の整備費用に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：2/3 (2) 基準額：1カ所当たり7,200千円 (3) 実施主体：県内の看護師等養成所（3施設） (4) 対象経費：備品図書、教材等備品購入費</p>								
医師等環境改善事業	(18,900)	(5,800)	(24,700)			(基金繰入金) (5,800)		
トータルコスト	19,692	5,800	25,492	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 医師や看護師の過重労働が医師・看護師不足の原因の一つとなっていることから、医師や看護師の確保のため事務作業負担を軽減し、本来の診療業務等に専念させることを目的に、医師事務作業補助者や看護師事務作業代行職員の設置を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 医療機関等の医師事務作業補助者等の増員に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2 (2) 基準額：210千円/月/人 (3) 実施主体：病院、診療所、訪問看護ステーション (4) 対象経費：医師事務作業補助者、看護師事務作業代行職員として当該年度に新たに採用・配置換により配置した場合の5名を上限とした人件費及び委託料</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 歯科衛生士復職支援事業	(0)	(841)	(841)			(基金繰入金) (841)		
トータルコスト	0	1,633	1,633	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>歯科衛生士の確保の一環として、出産・育児等の理由で離職した歯科衛生士を対象とした技術講習会や相談会を開催することで、復職を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>歯科衛生士の復職に向けた研修会の開催経費等に対して支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補 助 率：10/10</p> <p>(2) 基 準 額：1か所当たり2,400千円</p> <p>(3) 実 施 主 体：県歯科医師会・地区歯科医師会</p> <p>(4) 対 象 経 費：研修会開催経費、広告宣伝費、事務費、備品購入費</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業	(23,940)	(34,090)	(58,030)			(基金繰入金) (34,090)		
トータルコスト	24,732	34,090	58,822	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>2024年4月の医師に対する時間外労働の上限規制適用までに、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向け、医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>病院が行う医師の時間外勤務縮減のための設備整備、作業補助者の人件費等に対し支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：10/10（ただし、資産形成に係るものに対する補助率は1/2）</p> <p>(2) 基準額：133千円×病床数（療養病床を除く）</p> <p>(3) 対象となる医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車受入件数が1,000台以上2,000台未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関 ○救急車受入件数が1,000台未満のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ア 夜間・休日・時間外入院件数が500件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関 イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関 ○地域医療の確保に必要な医療機関であって、 <ul style="list-style-type: none"> ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合 イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合 ○その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 <p>※ 交付に当たっては、勤務医の勤務状況の把握、改善について提言するための責任者の配置などの追加的健康確保措置に取り組み、医師労働時間短縮計画を定めることが要件。</p> <p>(4) 対象経費</p> <p>事業の実施に必要な経費（事務費等）</p>								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

鳥取看護専門学校（電話：0857-29-2407）

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 鳥取看護専門学校管理運営費	20,494	1,188	21,682			(基金繰入金) 1,188		
トータルコスト	99,314	1,980	101,294	(補正に係る主な業務内容) 教育の質の充実のための教材の購入				
従事する職員数	11.3人	0.1人	11.4人					
工程表の政策目標	学生の確保及び県内就業の促進							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 看護教育の質の向上・充実のための教材や機器等を整備する。</p> <p>2 主な事業内容 <購入する機器等> ・電動ベッド一式：1,188千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 現在の医療現場に合った医療機器を整備することで、校内での看護技術演習の内容を更に充実させ、技能習得の効率化を図る。</p>								

倉吉総合看護専門学校（電話：0858-22-1041）

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 倉吉総合看護専門学校管理運営費	32,266	2,618	34,884	1,000		(基金繰入金) 320	1,298	
トータルコスト	212,192	3,410	215,602	(補正に係る主な業務内容) 教育の質の充実のためのICT機器等の整備及び教材の購入				
従事する職員数	24.0人	0.1人	24.1人					
工程表の政策目標	学生の確保及び県内就業の促進							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 看護教育の質の向上・充実のため教材や機器等を整備する。</p> <p>2 主な事業内容 <購入する機器等> ・整備後25年以上経過したハブ等回線の更新：2,011千円 ・モバイルルーターの導入：131千円 ・プロジェクターケーブルの交換：156千円 ・分娩介助モデル用外陰部・導尿浣腸モデル：320千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 新型コロナウイルス感染症対応のため、各教室のパソコンに遠隔授業ができるソフトを設定し、円滑な教育の継続に努めていく。</p>								

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	340,890		340,890	220,915		220,915	124,391		124,391
2	給料	1,656,658		1,656,658	1,186,060		1,186,060	409,382		409,382
3	職員手当等	957,398		957,398	683,963		683,963	212,847		212,847
4	共済費	591,939		591,939	418,600		418,600	145,757		145,757
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	66,928		66,928	42,230		42,230	15,678		15,678
8	旅費	56,477		56,477	34,681		34,681	24,223		24,223
	費用弁償	14,387		14,387	7,890		7,890	3,748		3,748
	普通旅費	19,663		19,663	11,450		11,450	6,329		6,329
	特別旅費	22,427		22,427	15,341		15,341	14,146		14,146
9	交際費	200		200	100		100	100		100
10	需用費	133,975		133,975	107,888		107,888	21,176		21,176
11	役務費	60,815		60,815	44,835		44,835	16,149		16,149
12	委託料	3,377,970	9,889	3,387,859	1,056,388	9,889	1,066,277	754,445		754,445
13	使用料及び賃借料	69,895		69,895	56,689		56,689	21,035		21,035
14	工事請負費	152,154		152,154	18,583		18,583	18,583		18,583
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	12,010	5,786	17,796	11,455	5,786	17,241	1,176		1,176
18	負担金、補助及び交付金	37,496,507	271,655	37,768,162	30,388,550	271,655	30,660,205	29,601,562	271,655	29,873,217
19	扶助費	1,596,771		1,596,771	1,478,773		1,478,773	1,141,148		1,141,148
20	貸付金	19,340		19,340						
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料	400		400						
23	投資及び出資金									
24	積立金	1,294,660	141,655	1,436,315	1,284,651	141,655	1,426,306	1,282,116	141,655	1,423,771
25	寄附金	950		950	950		950	50		50
26	公課費	44		44	44		44			
27	繰出金	3,077,226		3,077,226	3,074,712		3,074,712	3,074,712		3,074,712
	予備費									
	計	50,963,207	428,985	51,392,192	40,110,067	428,985	40,539,052	36,864,530	413,310	37,277,840
財源内訳	国庫支出金	5,133,743	224,437	5,358,180	3,394,424	224,437	3,618,861	3,013,410	224,437	3,237,847
	地方債	262,000	8,000	270,000	113,000	8,000	121,000	94,000		94,000
	その他	2,142,179	147,441	2,289,620	2,033,530	147,441	2,180,971	1,438,997	141,655	1,580,652
	一般財源	43,425,285	49,107	43,474,392	34,569,113	49,107	34,618,220	32,318,123	47,218	32,365,341

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						2項 児童福祉費		
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	118,876		118,876	842		842	92,623		92,623
2	給料	409,382		409,382				730,766		730,766
3	職員手当等	212,847		212,847				447,831		447,831
4	共済費	145,749		145,749				257,252		257,252
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	4,973		4,973	5,389		5,389	26,328		26,328
8	旅費	6,397		6,397	8,035		8,035	9,551		9,551
	費用弁償	2,535		2,535	213		213	3,935		3,935
	普通旅費	1,835		1,835	647		647	4,571		4,571
	特別旅費	2,027		2,027	7,175		7,175	1,045		1,045
9	交際費	100		100						
10	需用費	10,468		10,468	2,250		2,250	81,849		81,849
11	役務費	3,813		3,813	5,014		5,014	28,196		28,196
12	委託料	176,158		176,158	123,274		123,274	293,052	9,889	302,941
13	使用料及び賃借料	6,079		6,079	3,015		3,015	35,204		35,204
14	工事請負費									
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費							10,279	5,786	16,065
18	負担金、補助及び交付金	1,575,845	130,000	1,705,845	19,848,277	141,655	19,989,932	577,604		577,604
19	扶助費	5,947		5,947				140,049		140,049
20	貸付金									
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金				1,282,116	141,655	1,423,771			
25	寄附金									
26	公課費							44		44
27	繰出金									
	予備費									
	計	2,676,634	130,000	2,806,634	21,278,212	283,310	21,561,522	2,730,628	15,675	2,746,303
財源内訳	国庫支出金	1,129,497	130,000	1,259,497	1,038,816	94,437	1,133,253	155,670		155,670
	地方債				15,000		15,000		8,000	8,000
	その他	142,771		142,771	1,258,169	141,655	1,399,824	592,518	5,786	598,304
	一般財源	1,404,366		1,404,366	18,966,227	47,218	19,013,445	1,982,440	1,889	1,984,329

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費			4款 衛生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		2項 児童福祉費						補正前	補正額	補正後
		5目 児童福祉施設費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	9,781		9,781	361,755		361,755	263,728		263,728
2	給料				1,377,360		1,377,360	619,812		619,812
3	職員手当等				852,751		852,751	454,304		454,304
4	共済費	539		539	509,377		509,377	244,120		244,120
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	23,795		23,795	204,760		204,760	108,232		108,232
8	旅費	4,807		4,807	60,687		60,687	31,634		31,634
	費用弁償	689		689	11,846		11,846	6,713		6,713
	普通旅費	3,590		3,590	24,516		24,516	8,578		8,578
	特別旅費	528		528	24,325		24,325	16,343		16,343
9	交際費				100		100			
10	需用費	80,399		80,399	526,191		526,191	60,779		60,779
11	役務費	9,046		9,046	119,733		119,733	82,711		82,711
12	委託料	216,623	9,889	226,512	2,170,967	20,355	2,191,322	539,295	2,298	541,593
13	使用料及び賃借料	29,964		29,964	768,010	409,000	1,177,010	28,934		28,934
14	工事請負費				460,530		460,530			
15	原材料費				360		360			
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	10,279	5,786	16,065	16,260	1,508	17,768	768	1,508	2,276
18	負担金、補助及び交付金	4,979		4,979	17,224,604	155,887	17,380,491	4,539,152	151,887	4,691,039
19	扶助費	15,688		15,688	1,330,058		1,330,058	988,602		988,602
20	貸付金				972,243		972,243	957,363		957,363
21	補償、補填及び賠償金				1,000		1,000			
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金				390,800		390,800	383,451		383,451
25	寄附金				77,830		77,830	71,900		71,900
26	公課費	44		44	25		25	25		25
27	繰出金									
	予備費									
	計	405,944	15,675	421,619	27,425,401	586,750	28,012,151	9,374,810	155,693	9,530,503
財源	国庫支出金	12,099		12,099	16,162,348	424,957	16,587,305	1,757,968	1,000	1,758,968
	地方債		8,000	8,000	344,000		344,000			
	その他	358,856	5,786	364,642	1,225,764	153,395	1,379,159	871,834	153,395	1,025,229
	一般財源	34,989	1,889	36,878	9,693,289	8,398	9,701,687	6,745,008	1,298	6,746,306

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
		補正前	補正額	補正後	2目 医務費			6目 鳥取看護専門学校費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	33,054		33,054	4,016		4,016	36		36
2	給料	332,862		332,862						
3	職員手当等	274,698		274,698						
4	共済費	115,730		115,730	1		1			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	97,260		97,260	75,674		75,674	7,702		7,702
8	旅費	14,209		14,209	6,247		6,247	909		909
	費用弁償	1,184		1,184	180		180	34		34
	普通旅費	4,235		4,235	1,455		1,455	422		422
	特別旅費	8,790		8,790	4,612		4,612	453		453
9	交際費									
10	需用費	29,572		29,572	11,888		11,888	3,734		3,734
11	役務費	50,947		50,947	46,127		46,127	1,539		1,539
12	委託料	210,007	2,298	212,305	170,665		170,665	2,594		2,594
13	使用料及び賃借料	19,095		19,095	11,236		11,236	3,377		3,377
14	工事請負費									
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	723	1,508	2,231				543	1,188	1,731
18	負担金、補助及び交付金	4,366,826	151,887	4,518,713	1,236,633	151,887	1,388,520	60		60
19	扶助費	120		120						
20	貸付金	957,363		957,363	246,840		246,840			
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	383,451		383,451	383,451		383,451			
25	寄附金	36,900		36,900	36,900		36,900			
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	6,922,817	155,693	7,078,510	2,229,678	151,887	2,381,565	20,494	1,188	21,682
財源内訳	国庫支出金	694,864	1,000	695,864	685,095		685,095			
	地方債									
	その他	857,910	153,395	1,011,305	799,403	151,887	951,290	13,814	1,188	15,002
	一般財源	5,370,043	1,298	5,371,341	745,180		745,180	6,680		6,680

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費			福祉保健部 合計			
		うち福祉保健部						
4項 医薬費								
7目 倉吉総合看護専門学校費								
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	37		37	484,643		484,643	
2	給料				1,805,872		1,805,872	
3	職員手当等				1,138,267		1,138,267	
4	共済費				662,720		662,720	
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	報償費	12,685		12,685	150,462		150,462	
8	旅費	2,832		2,832	66,315		66,315	
	費用弁償	4		4	14,603		14,603	
	普通旅費	795		795	20,028		20,028	
	特別旅費	2,033		2,033	31,684		31,684	
9	交際費				100		100	
10	需用費	6,540		6,540	168,667		168,667	
11	役務費	2,596		2,596	127,546		127,546	
12	委託料	3,492	2,298	5,790	1,595,683	12,187	1,607,870	
13	使用料及び賃借料	3,744		3,744	85,623		85,623	
14	工事請負費				18,583		18,583	
15	原材料費							
16	公有財産購入費							
17	備品購入費	180	320	500	12,223	7,294	19,517	
18	負担金、補助及び交付金	160		160	34,927,702	423,542	35,351,244	
19	扶助費				2,467,375		2,467,375	
20	貸付金				957,363		957,363	
21	補償、補填及び賠償金							
22	償還金、利子及び割引料				113,000		113,000	
23	投資及び出資金							
24	積立金				1,668,102	141,655	1,809,757	
25	寄附金				72,850		72,850	
26	公課費				69		69	
27	繰出金				3,074,712		3,074,712	
	予備費							
	計	32,266	2,618	34,884	49,597,877	584,678	50,182,555	
財源内訳	国庫支出金		1,000	1,000	5,152,392	225,437	5,377,829	
	地方債				113,000	8,000	121,000	
	その他	18,892	320	19,212	2,905,364	300,836	3,206,200	
	一般財源	13,374	1,298	14,672	41,427,121	50,405	41,477,526	

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	生活福祉資金貸付事業補助金	130,000
4 目 老人福祉費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県介護分野ICT導入支援事業補助金	61,324
	鳥取県地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金	80,331
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	141,655
4 款 衛生費		
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	151,887

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和3年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	千円 66,248		千円	令和4年度から 令和8年度まで	66,248	千円	千円	千円	千円
令和3年度 総合療育センター施設 環境改善事業	子ども発達支援課	委託料総額9,889千円を限度として、令和3年度に契約した額から令和3年度に支出した額を差し引いた額			令和4年度	限度額に同じ				

条例名等	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例																																																				
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 医師の県内への定着を図るため、臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 奨学金の免除条件を、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(以下「免除条件期間」という。)以上通算して従事し、かつ、当該免除条件期間(臨床研修を受ける期間を除く。)内に、知事が指定した区域に所在する指定病院等において4年以上通算して従事したときとする。 (2) 施行期日は、公布の日とする。 (3) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;"><改正イメージ></p> <p>【改正前】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">(卒業後)</td> <td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>4年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>7年</td><td>8年</td><td>9年</td><td>10年</td><td>11年</td><td>12年</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">在学中</td> <td style="background-color: #90EE90;">臨床研修(県内)</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #FFFF00;">猶予期間</td> <td style="background-color: #FFFF00;">猶予期間</td> <td style="background-color: #FFFF00;">猶予期間</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20%;">▲返還免除</p> <p style="text-align: center;">← 猶予期間含め11年の間に8年以上を知事が指定する県内の病院等で勤務 →</p> <p>【改正後】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">(卒業後)</td> <td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>4年</td><td>5年</td><td>6年</td><td>7年</td><td>8年</td><td>9年</td><td>10年</td><td>11年</td><td>12年</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">在学中</td> <td style="background-color: #90EE90;">臨床研修(県内)</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #90EE90;">指定病院</td> <td style="background-color: #FFFF00;">猶予期間</td> <td style="background-color: #FFFF00;">猶予期間</td> <td style="background-color: #FFFF00;">猶予期間</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20%;">▲返還免除</p> <p style="text-align: center;">← ※知事が指定した区域(医師の確保を特に図るべき区域等)内 猶予期間含め12年の間に9年(うち知事が指定した区域内で4年)以上知事が指定する県内の病院等で勤務 →</p> <p>3 参考 国による医学部臨時定員(地域枠)の見直しの一環として、令和4年度入学の地域枠については、国が示した新たな地域枠の定義を満たすことが必要となった。</p> <p>【国による新たな地域枠の定義(うち従事要件)】</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事 ・ 9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮 </div>	(卒業後)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	在学中	臨床研修(県内)	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	猶予期間	猶予期間	猶予期間		(卒業後)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	在学中	臨床研修(県内)	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	猶予期間	猶予期間	猶予期間	
(卒業後)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年																																									
在学中	臨床研修(県内)	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	猶予期間	猶予期間	猶予期間																																										
(卒業後)	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年																																									
在学中	臨床研修(県内)	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	指定病院	猶予期間	猶予期間	猶予期間																																										

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前							
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>							
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲	
略				略							
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を開始した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の <u>2</u>	債務の全部	臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の <u>1.5倍</u> に相当する期間（災害、疾病その他やむ	債務の全部				

務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間の <u>1.5倍</u> に相当する期間(以下この項において「 <u>免除条件期間</u> 」という。)以上通算して従事し、かつ、当該 <u>免除条件期間</u> (<u>臨床研修を受ける期間を除く。</u>)内に、知事が指定した区域に所在する指定病院等において <u>4年以上通算</u> して従事したとき。		務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	を得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。			
						略	略
						略	略
略			略				
備考 略			備考 略				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に臨時特例医師確保対策奨学金の貸付けの決定を受けた者の当該奨学金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。